

◎電気事業法及びガス事業法の一部を

改正する法律

(平成二十三年八月三〇日法律第一〇九号)

一、提案理由(平成二十三年七月一日・衆議院経済産業委員会)

○海江田国務大臣 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

……(略)……

続きまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、グリーンイノベーションの促進といった観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が我が国にとって重要な課題となっております。

こうした中で、再生可能エネルギーの導入拡大のために提出した、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に基づくいわゆる買い取り制度を円滑に実施し、あわせて、再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の合理化等を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、買い取り制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的、固定的なコストの変動に起因する料金等の改定については、簡易かつ機動的な手続として、事前届け出により行うことができることといたします。なお、公益事業に係る規制の整合性の観点から、ガス事業法についても同様の措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー活用のすそ野を広げる観点から、現在、送配電ネットワークの利用が認められていない、地域限定の電気事業者である特定電気事業者が、再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する等、規制の合理化を行います。

第三に、買い取り制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たっての紛争の増加が予想されます。このため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行います。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十三年八月二三日)

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について申し上げます。(略)

本案は、再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り制度による賦課金等、コスト変動による電気料金の改定手続整備等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る七月十四日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託をされ、翌十五日、海江田経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十九日参考人からの意見の聴取を行い、八月十日農林水産委員会及び環境委員会との連合審査を行うなど、慎重審査を行いました。

(略)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

また、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(略)

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十三年八月二六日)

○柳澤光美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案は、買取り制度による賦課金等、外生的、固定的コストの変動に起因する料金等の改定について事前届出により行うことを可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、調達価格等の決定の在り方、調達価格等算定委員会の役割、電力多消費産業に対する負担軽減措置の具体的内容、賦課金以外で事前届出により電気料金改定が可能となる例等について質疑が行われたほか、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査を開会いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

三八八

..... (略)
次いで、電気事業法等改正案は全会一致をもって原案どおり
可決すべきものと決定をいたしました。

..... (略)
以上、御報告申し上げます。